

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [過労死と健康配慮義務](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

過労死と健康配慮義務

34 過労死と健康配慮義務

Q 先日、私の弟が会社で夜勤明けに急性心不全で倒れ亡くなりました。ここ数か月の間、新製品の開発のため残業や夜勤が続いており、これまでの健康診断では既往症も認められないため、過労死だと思いますが、会社はこの点に関して非協力的ですので、法的対応策を教えてください。

**P
O
I
N
T**

- 過労死は、過重労働による負荷により発症するもので労災認定基準が示されています。
- 過労死について、安全配慮義務違反で損害賠償請求することができます。
- 過労死予防のためには、日頃の時間短縮や労働者の健康管理が重要です。

A 1. 過労死の認定基準
いわゆる過労死は、脳血管疾患（脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症）または虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症、心停止、解離性大動脈瘤）が、業務の過重負荷により自然経過を超えて著しく増悪して発症死亡した場合をいいます。過労死が社会問題化するともに、過労死の認定基準も緩和されてきました。新しい通達（平成13・12・12基発1063号）によれば、①発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと。②発症に近接した時期において特に過重な業務に就労したこと。③発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したことが、認定基

準として示されました。このうち②の特に過重労働とは、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務であり、発症前おおむね1週間を対象として評価されます。③の過重業務は、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し同僚労働者等にとっても特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断され、評価期間はおおむね6か月とされています。また、発症前1か月間の約100時間を超える時間外労働、発症前2～6か月の間の月平均80時間を超える時間外労働は発症との関連性が強いこと、労働時間以外の過重負荷の判断要因として不規則勤務、拘束時間の長さ、出張の多き交替制・深夜労働、作業環境、精神的緊張を伴う勤務を考慮することも示されています。

なお、過労自殺についても、平成11年9月14日の通達（基発544号・545号）により、一定の条件により業務起因性が認められています。

2. 安全配慮義務

使用者は、労働契約の付随義務として、債権側上労働者の生命や身体を危険から保護する安全配慮義務が求められます（労基法5条）。したがって、過労死に関しては、労災申請とは別に、裁判所に対して使用者の安全配慮義務違反を理由として民事損害賠償請求をすることができます。なお、判決では労働者側にも原因等があれば過失相殺が認められることがあります。

3. 過労死の予防

過労死は起きてから労災認定を考えるより起こさないことが重要で、会社のリスクマネジメントという点でも予防策が不可避です。この点では、なにより長時間・過重労働を行わないような時間管理が必要で、労働安全衛生法の健康診断実施義務を徹底し（66条）、労働者の健康管理に努めることが重要です。なお、従業員のストレス対策として、外部相談員によるEPA（従業員支援プログラム）を導入することも考慮すべきでしょう。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.